住宅宿泊事業　届出書類一覧表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | * 類　名 | 法人 | 個人 | 備　　考 | 確認欄 |
| １ | 住宅宿泊事業届出書  （第１号様式） | ○ | ○ | 申請者の住所は、『登記事項証明書の「本店（所在地）」』又は『住民票の「住所」』とすること。 |  |
| ２ | 定款又は寄付行為 | ○ |  | 商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が、登記事項証明書の内容と一致しているもの |  |
| 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの  商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの |  |
| ３ | 登記事項証明書  （法務局） | ○ |  | 法人の登記事項証明書  届出日前３か月以内に発行されたもの（原本） |  |
| 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの  法人名・事業目的・代表者名・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの |  |
| ４ | 住民票 |  | △ | 届出日前３か月以内に発行されたもの（抄本又はコピー） |  |
| ５ | 市町村の長の証明書  （市町村（本籍））  破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明 | ○ | ○ | 届出日前3か月以内に発行されたもの（原本）  法人：役員　　個人：届出者 |  |
| 【外国法人の役員】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われていない者に該当しない旨を証する書類、当該書類が存在しない場合は、当該者に該当しないものであることを公証人又は公的機関等が証明した書類 |  |
| ６ | 法定代理人の登記事項証明書 |  | △ | 届出者が営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合 |  |
| ７ | 法定代理人の同意書 |  | △ | 届出者が営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、法定代理人の同意書を添付。様式は任意。 |  |
| ８ | 住宅の登記事項証明書  （法務局） | ○ | ○ | 届出日前3か月以内に発行されたもの（原本） |  |
| ９ | ［住宅が入居者の募集が行われている家屋の場合］ | △ | △ |  |  |
| ・当該募集の広告紙面の写し　　　・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し  ・募集広告の写し　　・募集の写真　　・その他入居者の募集が行われていることを証する書類 | | | |  |
| 10 | ［住宅が随時その所有者、賃貸人又は転借人の居住の用に供される家屋の場合］ | △ | △ |  |  |
| ・届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート  ・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し  ・高速道路の領収書の写し  ・その他の随時その所有者、賃貸人又は転貸人の居住に供されていることを証明する書類 | | | |  |
|  | * 類　名 | 法人 | 個人 | 備　　考 | 確認欄 |
| 11 | 住宅の図面  （以下の事項を明示） | ○ | ○ |  |  |
| ①台所、浴室、便所及び洗面所の位置  ②住宅の間取り及び出入口  ③各階の別  ④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）のそれぞれの床面積  ⑤非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等  （「安全措置に関するチェックリスト」の該当部分にチェックし添付のこと） | | | |  |
| 12 | ［賃貸住宅で業を行う場合］  承諾書 | △ | △ | 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面 |  |
| 13 | ［転借住宅で業を行う場合］  承諾書 | △ | △ | 賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面 |  |
| 14 | ［住宅のある建物が２以上の区分所有者が存する建物の場合］  専有部分の用途に関する規約の写し | △ | △ | マンション管理規約に「住宅宿泊事業を認める」旨の定めがある場合 |  |
| 15 | ［マンション管理規約に定めのない場合］  誓約書（様式Ｃ） | △ | △ | 管理組合に、届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類 |  |
| 16 | ［管理業者に委託する場合］  委託契約書等の写し | △ | △ | 法第34条の規定により交付された書面のうち写し |  |
| 17 | 誓約書 | ○ | ○ | 法人：様式Ａ　　個人：様式Ｂ  　欠格事由に該当しない旨を証する |  |
| 18 | 安全装置に関するチェックリスト | ○ | ○ | 「民泊の安全装置の手引き」を参照 |  |
| 19 | 消防法令適合通知書 | ○ | ○ | 問い合わせ先：各地域の消防本部又は消防署 |  |

・○印は必ず提出するもの　　△印は必要に応じて提出するもの

・届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る（英語の場合は日本語による翻訳文を添付）。

・官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が証明する書類は、届出日前３か月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとする（住民票を除き、コピー等は認めないこととする。）。